

外貨預金の商品詳細（外貨定期預金・外貨普通預金）

項目	外貨定期預金	外貨普通預金
1.商品名	オープン型(先物予約なし)外貨定期預金	外貨普通預金
2.商品概要	外国通貨建てであらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は払戻の要求に応じないことを条件としている預金です。	外国通貨建ての、期間の定めのない預金です。
3.受入対象となるお客様の範囲	法人及び個人 ただし、人民元については法人及び屋号付個人	
4.預入通貨の種類	米ドル・ユーロ・豪ドル・人民元	
5.お取扱時間	*米ドルは日本時間の午前10時、ユーロ・豪ドル・人民元は日本時間の午前11時30分からご利用いただけます。	
6.預入期間	1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月 *全件、自動継続（利息元加型/利息受取型）扱いとし、利息元加型と利息受取型の2種類から選択していただきます。 *利息元加型：元利合計額にて、同じ預入期間の新たな外貨定期預金に自動的に書換継続します。 *利息受取型：当初新規預入時と同額にて、同じ預入期間の新たな外貨定期預金に自動的に継続します。お利息はご指定の外貨普通預金口座に入金いたします。	定めはありません。
7.預入		
(1) 預入方法	・一括してお預け入れ	・随時お預け入れ
(2) 最低預入単位	米ドル：1,000米ドル以上 ユーロ：1,000ユーロ以上 豪ドル：1,000豪ドル以上 人民元：100,000人民元以上	米ドル：1米ドル以上 ユーロ：1ユーロ以上 豪ドル：1豪ドル以上 人民元：10,000人民元以上
(3) 預入単位	1補助通貨単位 米ドル・・・1セント ユーロ・・・1ユーロセント 豪ドル・・・1豪ドルセント 人民元・・・1分（=1/100人民元）	1補助通貨単位 米ドル・・・1セント ユーロ・・・1ユーロセント 豪ドル・・・1豪ドルセント 人民元・・・1分（=1/100人民元）
	*預入相場は、円貨で預入の場合、預入日のT T Sで換算します。ただし、外国為替市場において急激な為替相場の変動が発生した場合はこの限りではありません。 *外貨現金、T / Cでのお預入は原則として行っておりません。	

項目	外貨定期預金	外貨普通預金
8. 払戻方法	満期日に一括して払い戻します。	随時払い戻します。
	<p>* 払戻相場は、円貨で払戻の場合、払戻日の T T B で換算します。ただし、外国為替市場において急激な為替相場の変動が発生した場合はこの限りではありません。</p> <p>* 外貨現金での払戻は外貨普通預金からのみとなります。</p> <p>* 外貨現金での払戻の際は別途手数料がかかります。なお、T / C での払戻は行っていません。</p>	
9. 利息		
(1) 適用金利	・ お預け入れ時の金利を満期日まで適用します。	・ 毎日の店頭表示の金利を適用します。
	* 金利は店頭にてお問い合わせ下さい。また、当行ホームページでもご確認いただけます。(http://www.miyagin.co.jp/)	
(2) 利払方法	・ 満期日に一括してご指定の口座にお支払いいたします。	・ 毎年2月と8月の当行所定日に預金残高へ組入れのうえ、解約時にお支払いいたします。
(3) 計算方法	<p>・ 毎日の最終残高について、所定の付利単位（外貨定期預金は10通貨単位、外貨普通預金は1通貨単位）に基づき、1年を365日とする日割計算です。</p> <p>* 利息外貨額 = 外貨残高 × 預入利率 × 日数 / 365</p>	
10. 手数料および適用相場	<p>・ 当行基準相場（仲値）と、T T S（預入の場合）または T T B（払戻の場合）の差を手数料とします。</p> <p>* 原則として、米ドルは片道1円、ユーロは片道1円50銭、豪ドルは片道2円、人民元は片道30銭とします。</p>	
11. 税金	利息	【法人】総合課税（非課税法人の場合は非課税）
		【個人】源泉分離課税（国税15%、地方税5%） * マル優のお取り扱いはできません。
	為替差損益	【法人】総合課税（非課税法人の場合は非課税）。為替差損益は営業外収入・費用として他の所得との損益通算のうえ、決算課税所得に対し課税されます。
		【個人】総合課税（雑所得として確定申告が必要です） ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。
ご注意	本取り引きの会計・税務処理、情報開示等については、必ず事前に税務署や公認会計士・監査法人・税理士その他の専門家にご相談ください。	
12. 満期日以後の適用金利	・ 自動継続後の適用金利は、継続日における預入期間に応じた当行所定の店頭表示金利となります。	該当がないため定めはありません。

項目	外貨定期預金	外貨普通預金
13. 中途解約の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として中途解約はお受け付けできません。 ・万が一、当行が止むを得ないものと認めて中途解約に応じる場合は、預入日から中途解約日までの適用金利は中途解約日における当該通貨建の外貨普通預金金利となります。なお、中途解約にあたっては別途損害金がかかる場合があり、その場合、解約元利金から損害金を差引いた金額が当初お預け入れの元本金額を下回る（元本割れする）可能性があります。 	<p>該当がないため定めはありません。</p>
14. 付加できる特約	<p>ございません</p>	
15. ステートメントホルダー	<p>ステートメントホルダーを店頭にて交付します。（証書式および通帳式のお取扱はありません。）</p>	
16. ステートメント / 期日案内	<ul style="list-style-type: none"> ・お取り引きの内容については、「お取り引き明細表（Statement of Account）」をお届けの住所に送付します。 ・満期日の約2週間前に「外貨定期預金自動継続満期のご案内」をお届けの住所に送付します。（外貨定期預金のみ） 	
17. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>	
18. その他預入に関する参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当行の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払が滞ったり支払不能が生じるため、損失を被るリスクがあります。 ・外貨預金は「外国為替および外国貿易法」をはじめとする法令・省令・告示・通達等の規定に従います。 ・外貨預金の新規お申込は全店舗で可能です。ただし、預入・払戻・解約は当該新規お申し込み受付店舗でのみのお取り扱いとなり、他の店舗での外貨預金の新規お申し込み等はできません。 ・米ドルについては、預入後に為替予約の締結を行うことにより、解約時の受取円貨額を事前に確定することができます。（この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります。） ・米ドルについては、預入期間中1回に限り為替予約を締結することができます。 ・為替予約を締結した場合は、その為替予約自体の取消や変更、為替予約を付加した外貨定期預金の中途解約は、一切できませんのでご注意ください。 	
19. お問合せ先	<p>くわしくはお近くのみやぎんの窓口へお問い合わせください。</p>	